



会社は淵上さんを運輸所に戻さないため おかしい取扱いを続けてきたのだ！

淵上さん運輸所復帰裁判証人尋問

■淵上本部委員長証言

淵上さん運輸所復帰裁判の証人尋問は組合側齊藤本部副委員長、会社側柴田元人事課長について原告の淵上本部委員長が証言を行いました。

- ・一貫して出向にいきたくない意思表示してきたのに、何の理由もなく出向となった。組織破壊・不当労働行為だ。
 - ・仮処分審尋で、裁判長と会社は一時間以上の議論を行い出向取消の方向があきらかになった。出向先が取り消したという会社主張は誤りだ。
 - ・出向取消・人事課所属・勤務免除など聞いたことがない。過去にも出向取消で元職場に戻っている。
 - ・専任再雇用契約は、雇用を考えて行った。運輸所に戻せということは出向取消から一貫して主張している。
- そして主尋問の最後に裁判長に訴えました。



【淵上さんの訴え 要旨】

JR東海労は御用組合への道を拒否し、組合員の生活と雇用を守り、労働条件の改善のために会社と闘い続けてきました。故に、会社はJR東海労の弱体化のために、あらゆる会社施策を悪用してきました。そのために再開する必要がない54歳原則出向が再開されたのです。だからこそ会社は面談で、出向の目的も対象者とした理由も全く説明せず、本人の同意もなく出向発令を強行したのです。JR東海労組合員を職場から一掃するための不法行為が許されるわけがありません。

仮処分の裁判で会社は出向を撤回したのですから元職場である運輸所に戻るのが当たり前です。しかし人事課付けという異例の取扱いとしたのは、再雇用契約で65歳まで運輸所での雇用となってしまうのを避けるためであることは明らかです。

私は35年前に国鉄改革で九州から出てきて、35年間新幹線の運転士を続け、65才まで鉄道人生を運転士として終わると思っていました。しかし、出向に出され、新横浜駅となりました。裁判長。私をぜひ運輸所に戻して頂き、新幹線運転士として鉄道人生が終われる判断をお願いします。

会社側は反対尋問で、通勤時間や組合事務所への時間が余り変わらないとたくて重箱の隅をつつくような質問にほとんどの時間を費やし、出向の不当性・出向取消・人事課所属勤務免除などについては反論しませんでした。

■次回は **12月15日13時15分** 603号法廷です。